

危機管理・健康福祉常任委員会及び
予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会
議事次第

令和7年6月25日(水)
午後1時30分～
於：第5委員会室

1 開 会

2 付託議案（討論・採決）

3 審査依頼議案（適否確認）

4 付託請願

5 所管事項

6 閉会中の継続審査及び調査

7 今後の委員会運営

○ 閉会中の常任委員会

日 時：令和7年8月19日（火） 午後1時30分～

○ 管外調査

日 程：令和7年8月7日（木）～8日（金）

8 そ の 他

9 閉 会

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表

| 議案番号 | 件名 |
|------|------------------------------------|
| 3 | 災害からの安全な京都づくり条例一部改正の件 |
| 5 | 京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例一部改正の件 |
| 6 | 京都府立学校授業料等徴収条例一部改正の件 |
| 12 | 損害賠償請求事件に係る和解の件 |

予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会
議案審査依頼表

| 議案番号 | 件 名 |
|------|---|
| 1 | 令和7年度京都府一般会計補正予算（第1号） 歳入中 第 9 款 国庫支出金 第 2 項 第 3 目 第 12 款 繰入金 第 2 項 第 16 目 歳出中 第 3 款 民生費 第 4 款 衛生費 |
| 1 4 | 令和7年度京都府一般会計補正予算（第3号） 歳入中 第 9 款 国庫支出金 第 2 項 第 2 目 歳出中 第 3 款 民生費 |

危機管理・健康福祉常任委員会 付託請願一覧表（新規分）

令和7年6月定例会

| 受 理 番 号 | 受 理 年 月 日 | 件 名 | 委 員 会 の 意 見 | 審 査 結 果 | 措 置 |
|---------|-----------|--------------------------------|-------------|---------|-----|
| 769 | R7. 6. 16 | 医療・介護労働者の持続的賃金改善を国に求めることに関する請願 | | | |

| | | | | | |
|------|---|-------|------------|-----------------------|----------------|
| 受理番号 | 第 769 号 | 受理年月日 | 令和7年 6月16日 | 付託委員会 | 危機管理・健康福祉常任委員会 |
| 請願者 | | | 紹介議員 | 島田敬子 光永敦彦 田中富士子 | |
| 件名 | 医療・介護労働者の持続的賃金改善を国に求めることに関する請願 | | | | |
| 要旨 | <p>4月に発表された2024年度の消費者物価指数（総合）は前年度比3.0%となり、2022年度以降、3%台の高い上昇が続き、実質賃金は2022年から3年連続前年比マイナスで、労働者・国民の暮らしはいつそう厳しさを増している。こうしたなか政府・財界は、物価上昇と賃上げの好循環の実現を掲げ、日本経団連は2025年春闘において「賃上げの力強いモメンタムを定着させる」とし、連合の2025年春闘回答は、17,015円（5.37%）と前年同時期を1,228円（0.17%）上回り、300人未満の中小も13,283円（4.97%）と前年同時期を1,113円（0.22%）上回る到達となっている（4月15日時点）。</p> <p>ところが医療・介護分野は、昨年も、今年も、賃金改善が全産業平均を下回り、しかも今春闘は、昨年をも下回る低水準にとどまっている。日本医労連加盟組合の回答平均は、定昇・手当込みで5,045円と前年比▲3,148円（昨年最終8,193円）という到達で、他産業との賃上げ格差がますます拡大している。この背景には、公定価格で運営される医療・介護経営の収入源である診療報酬・介護報酬について、物件費や人件費の上昇をカバーするのに必要な財政措置が、国において十分とられていないという問題がある。</p> <p>コロナ禍以降、患者・利用者のいのちと健康を守るために力を尽くしてきた医療・介護労働者は、その責任の重さと労働実態に見合わない低水準の処遇、物価高騰が続く一方で他産業以下にとどまる賃金改善という状況のなか、いま、次々と職場を離れていつている。看護・介護が選ばれない職になりつつある現状は、この国のいのち・健康を守る社会インフラとしての医療・介護に極めて深刻な影を落とし始めている。介護職員は、介護保険制度が始まって以来初めて減少に転じ、看護職員の離職と確保難による病棟閉鎖が広がり、国民のいのち暮らしを支える医療・介護の「崩壊」がすでに始まっている状況である。</p> <p>患者・利用者・住民にとってなくてはならない地域の医療・介護資源を維持し守っていくために、医療・介護労働の社会的役割に相応しい賃金水準を実現していくことのできる診療報酬・介護報酬の大幅引き上げが必要である。</p> | | | | |

については、京都府議会として、医療・介護経営への速やかな財政支援の実現と、人件費・物件費の上昇に見合う診療報酬・介護報酬の引き上げが行われるよう、次の事項について請願する。

国に対し、医療・介護経営への速やかな財政支援と、人件費・物件費の上昇に見合う診療報酬・介護報酬の引き上げを行うよう求める意見書を提出すること。

危機管理・健康福祉常任委員会 送付陳情一覧表

令和7年6月定例会

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 |
|---------------------|------------------------|---|
| 307の2 308の2 | R7. 3. 21 | 電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求めることに関する陳情 ほか1件 |
| 311～320 323～1024 | R7. 5. 22 R7. 6. 12 | 難聴者の補聴器購入への公的補助を予算化することを求めることに関する陳情 ほか711件 |
| 321 | R7. 5. 28 | あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることに関する陳情 |

陳情又は要望に関する文書表

| | | | | | |
|------|---|-------|------------|-------|----------------|
| 受理番号 | 第 307の2 号 第 308の2 号 | 受理年月日 | 令和7年 3月21日 | 送付委員会 | 危機管理・健康福祉常任委員会 |
| 陳情者 | | | | | |
| 件名 | 電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求めることに関する陳情 ほか1件 | | | | |
| 要旨 | <p>スマホが普及し、今から15年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関しては一向に法整備なく対策もせず、今日に至っているが、最近では、5Gとなり悪影響を訴える人が広がっている。その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症＋攻撃被害を叫ぶ方が増えている。</p> <p>日本全国に電磁波過敏症の被害者は5万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は2万人点在していると言われている。それに対して行政は無知で対策を考えていない。そこで調査(専門調査研究部門を設置)と対策(診断を出せる医師育成)と保護支援(保障制度、公的保険の適用)を求め、国に対し法改正・法整備を求める。</p> <p>電磁波過敏症について、電磁波に関する国会質問、2013年、民主党政権時、自民党の議員が「電磁波に関する質問主意書」を提出した。その内容は以下のようなものである。</p> <p>私たちの身の周りには、目に見えない電磁波が飛び交っており、携帯電話、ワイヤレスブロードバンドの普及により、電磁波の量は飛躍的に増加していると考えられ、それにつれて、これらの電磁波が健康に影響を及ぼしているのではないかと不安を感じている人が増加している。特に携帯電話やワイヤレスブロードバンドの基地局から発せられる高周波の電磁波に対しては、その安全性について疑問の声が挙がっている。</p> <p>海外の電磁波に対する法整備等について、欧州諸国では、電磁波過敏症は社会的に認知されつつあり、公的保険の対象として治療が受けられる。</p> <p>アメリカでも電磁波過敏症の専門医が患者のケアを行っている。</p> | | | | |

スウェーデンのストックホルム市では、自治体が、電磁波過敏症の発症者に対し、より電磁波漏洩の少ない電化製品への交換や、遮蔽フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担または補助しており、更には、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めているという。

欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を4～10 ミリガウスまでとしているのに対し、日本では1,000 ミリガウスとしている。

世界保健機関は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で4 ミリガウス以上での小児白血病のリスクを認めている。

高周波の規制値は、欧州などでは、1平方センチメートルあたり0.1～10 マイクロワットとされているのに対し、日本は1,000 マイクロワットとされている。欧州などのように予防原則の立場から、より厳しい規制に改める必要がある。

携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基準が設けられている。フランスの法律では「フランス国内で販売される全ての携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければならない。また、通話中の頭部への電波暴露を制限する付属品の使用推奨にも言及しなければならない。」とされている。日本でも総務省令により、毎キログラム当たり2ワットの許容値を満たすことが義務づけられてはいるが、一般的にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状である。携帯電話購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）も、より周知されるようにすべきである。

フランスでは、電磁波による子どもの健康への影響を考慮して「保健省は、6歳以下の子ども向けの電波放射機器の販売または無料配布を禁止する法律を制定することができる。」と法律で定められている。

ロシアの国立非電離放射線防護委員会は「16歳以下の子どもは携帯電話を使うべきではない。」と述べている。

イギリスの国立放射線防護委員会は「8歳未満の子どもには携帯電話を使わせないように」と、

カナダのトロント市公衆衛生局は「8歳以下の子ども達には固定電話を」、

アイルランドのアイルランド医師環境協会は「16歳以下の子どもには携帯電話を使用させないように」と、また携帯電話の子ども達の体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っている。

国内での条例について、岩手県滝沢村では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制について「滝沢村環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、携帯電話基地局の設置に関する条例などが施行されている。

これら海外の規制値等を政府に質問していたが、翌年政権交代し、この質問以降も変化が見られず電磁波の健康への悪影響は忘れ去られている。

電磁波悪用について、その後、更に5G 6Gと電磁波の量も増え、人々への健康被害も増え続けている。海外では体調不良を訴える電磁波悪用攻撃のパナマ症候群の報告と法整備がなされ、医師の検診も受けられ、保険も使用できる流れになっている。

また今年の5月アメリカのコロラド州、7月にカリフォルニア州にて、人権法案として「脳データ」悪用を禁じる法案が採決された。これも電磁波を使用し、人の脳データを採取するもので、更にそれが売り買いされているというものである。

衛星からのGPSと携帯基地局による位置情報悪用と脳データの悪用で、人々を監視しマインドコントロールまで出来ると、2017

年には共産党議員が国会質問で、エドワード・スノーデンのファイルを引用し、政府がエックス・キー・スコアという生体情報から監視するシステムを米国企業から購入し、防衛省情報本部電波部に渡し、警察と個人情報を共有しているという事を質問しているが、政府の回答は「出所不明の文章」として答えなかった。

2025年現在、米国ではトランプ政権が再度誕生し、スノーデンが恩赦される方向で進められているようで、出所不明も明らかな出所の文章として認識される時期も近づいている。

については、一般市民の電磁波被害者として電磁波過敏症と電磁波による悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）の調査、対策、法整備に関する次の事項について陳情する。

- 1 行政で電磁波の人体への悪影響の調査、エレクトロニクス・ハラスメント対策チーム設置(測定と発生元特定)、保護と周知をすること。
- 2 電磁波過敏症、電磁波被害の専門医の設置、公的保険の適用を推進すること。
- 3 地域内の携帯基地局の所在地を明記し市民に知らせること。
- 4 海外の規制値と国内の規制値を比べ、何故現在大きな隔たりがあるのかを調べ、電磁波の人体への影響を考慮し（特に子ども達への身体への影響）、危機意識の高い国々の水準に法改正を日本政府に訴えること。

陳情又は要望に関する文書表

| | | | | | |
|------|--|-------|--------------------------|-------|----------------|
| 受理番号 | 第311～320号 第323～1024号 | 受理年月日 | 令和7年 5月22日 令和7年 6月12日 | 送付委員会 | 危機管理・健康福祉常任委員会 |
| 陳情者 | | | | | |
| 件名 | 難聴者の補聴器購入への公的補助を予算化することを求めることに関する陳情 ほか711件 | | | | |
| 要旨 | <p>世界的に難聴が認知症の大きな一因と認められ、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会や多くのマスコミの動きもあり、「聴こえ」問題が社会問題となっている。</p> <p>そして、全国で450を超える自治体で補聴器購入への公的補助が実現、京都では京丹後市、精華町、京田辺市、大山崎町で実施されているが、全国の前進の流れから見ると遅れていると言わざるを得ない。</p> <p>加齢性難聴は60代後半では3人に1人、75歳では7割の人になるといわれ、災害時も日常生活にも危険が伴う。更にコミュニケーション減少が脳の機能低下につながり、本人も家族や周りの人々にとっても大きな不安要因となっている。誰もが安心して過ごせる、老いることができることは、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものである。日本の補聴器の使用率は先進国では格段に低く、その原因は、補聴器の価格が片耳でも平均15万円（補聴器工学会調べ）と高額で、負担が重いからである。</p> <p>京都府議会においても2022年12月「加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設を求める意見書」が全会派一致で可決された。国への要望を更に強めるとともに、京都府においても直ちに予算化し、独自の公的補助制度を創設されたい。</p> <p>ついては、難聴者の補聴器購入に係る、京都府独自の公的補助事業を実施するよう陳情する。</p> | | | | |

陳情又は要望に関する文書表

| | | | | | |
|------|--|-------|------------|-------|----------------|
| 受理番号 | 第 321 号 | 受理年月日 | 令和7年 5月28日 | 送付委員会 | 危機管理・健康福祉常任委員会 |
| 陳情者 | | | | | |
| 件名 | あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることに関する陳情 | | | | |
| 要旨 | <p>令和7年2月18日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）が公表された。</p> <p>国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール順守が重要となる。</p> <p>各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない国民の健康被害につながる可能性も否定できない。</p> <p>地域保健法第5条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけでなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望する。</p> <p>ついては、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用されるよう陳情する。</p> | | | | |

(案)

令和7年 月 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

危機管理・健康福祉常任委員長 家 元 優

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

- (1) 危機管理について
- (2) 消防及び防災について
- (3) 福祉対策について
- (4) 保健医療対策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため

行催事等に係る委員会調査一覧表(案)

危機管理部

| 行催事等名 | 主催者名 (招待者名) | 会 場 (市区町村名) | 日 時 |
|-----------------|---|-------------------------------------|-------------------------------|
| 令和7年度 京都府総合防災訓練 | 京都府防災会議、宮津市防災会議、 京丹後市防災会議、伊根町防災会議、 与謝野町防災会議 | 宮津市立栗田小・中学校、 京都府立海洋高等学校 (宮津市) | 令和7年8月31日(日) 午前10時～午後0時20分 |

健康福祉部

| 行催事等名 | 主催者名 (招待者名) | 会 場 (市区町村名) | 日 時 |
|---------------|--|-------------------------------|------------------------------|
| 第74回京都府社会福祉大会 | 京都府、 社会福祉法人京都府社会福祉協議会、 社会福祉法人京都府共同募金会、 一般社団法人京都ボランティア協会 | 京都府民総合交流プラザ(京都テルサ) (京都市南区) | 令和7年9月4日(木) 午後1時30分～2時45分 |